



宅地擁壁に係る計画通知手続き（建築基準法第 18 条）の不備について

宅地造成等規制法に定められた宅地造成工事規制区域外において、高さが 2 メートルを超える宅地擁壁を設置する際には、特定行政庁（都道府県又は一部の市）に対する計画通知（建築基準法第 18 条）を行うこととされております。

しかしながら、当機構が施行しているニュータウン事業において、宅地擁壁の一部（13 地区 78 箇所）について、この手続きを経していないことが判明いたしました。

当機構といたしましては、今回の事態を重く受け止め、今後このようなことが二度と起こらないよう再発防止を徹底してまいります。なお、宅地擁壁の施工は、法に定める技術基準に従って行っておりますので、念のため申し添えます。

この度の手続き不備の取扱いにつきましては、特定行政庁と調整を行っており、お客様が住宅建築の際に行う建築確認申請手続きに支障が生じないように、万全の体制をとって対応してまいります。

1 お客様対応

本件について、今後住宅を建築されるお客様を対象に当機構から直接、個別にご連絡をさしあげ、特定行政庁との調整結果をご説明させていただくとともに、建築確認申請手続きに支障が生じないように、必要な資料をお渡ししていくこととしております。

2 再発防止策等

当機構は、再発防止策として、事業の各段階で必要となるすべての法的手続きをチェックできるよう制度的仕組みを強化するなど、工事等を進めるに当たってコンプライアンスを徹底するとともに、今回の事案について徹底した注意喚起と当機構職員の研修教育を行うこととしております。

※なお、該当する地区名につきましては、宅地を所有されるお客様に配慮し、公表を差し控えさせていただきます。

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 ニュータウン業務部工事計画チーム（電話）045-650-0487

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当（電話）045-650-0887